

祭神 崇道盡敬皇帝 菅原道眞公

崇道盡敬皇帝は舍人親王の諱號なり、親王は天武天皇の第三子にして文武天皇御宇親王となり二品に敍せられ、慶雲元年封二百戸を加へ、和銅七年又二百戸を加ふ、養老二年一品に進み、三年十月優詔して封を増す事八百戸、前封と合して二千戸なり、是より先き勅によりて日本紀を撰し、四年五月成る、八月知太政官事となり、聖武天皇御宇又封五百戸を加ふ、天平七年十二月薨す、淳仁天皇の時追尊して皇帝の號を贈らる(大日本史)傳へ云ふ、此地古來水害多く、爲に社傳流失し創祀の由來詳かならず、菅公を祀りしは、公の筑紫に左遷せらるゝや、此浦に舟を寄せて岸に上り、手づから楊枝を補ゑて曰く、吾若し志を得るものならば此楊茂り榮ゆべしと、世傳へて楊枝植の天神といひ、其古木さかえて近世まで存したりと(社記)此縁起によりて公を祀りたるものなるが、もと三本松天満宮と稱して別社に在りしを、後に當社に合祀せしものなり三本松といひしは下り松、義經松、踊り松とて三本ありしを以てなり(名所)後水尾天皇寛永年中嶋上郡高櫻城主松平若狭守康信高五石八斗を寄進し、其後長井氏之に代りても其例に習ひ、明治四年まで此寄進ありき(社記)明治六年郷社に列す、境内千十九坪(官有地第一種)、社殿は本殿、拜殿其他神樂所、神具庫、御供所、土藏、社務所等の建物を備へ、宏闊にして松樹之を圍み、東北は荒漠たる田圃に接す。

境内神社 國狹槌神社

稻荷神社 市杵島神社

神饌幣帛料供進

明治四十年一月二十八日

指定年月日

告示第十六號

例祭日 十月十八日

指定期年月日

告示第四百九十三號

會計法適用 明治四十一年十月十六日

氏子戸數

四百六十七戸

指定年月日

崇敬者員數

四百六十七戸

○大阪府攝津國三島郡清水村大字服部
鄉社 神服神社

相殿麻羅宿禰

祭神は服部連の祖神なり、姓氏錄(攝津國)に「服部連、煥之速日命十二世孫、麻羅宿禰之後也、允恭天皇御世任織部司、據領諸國織部、因號服部連」とあるによりて知るべし、神社の創祀は、社記に允恭天皇の御宇服部連の創立にして、當社の西北千許歩の地に古墳あり、服部氏の墓と傳ふ、左傍御女塚と稱する古墳ありて、地を塚傍村と唱ふとあり、允恭天皇の時已に服部連の諸國に任せしは明かねども、果して當時の創始なるやはなほ研究を要す、されど此地服部連の住地にて、其祖神を祭りて氏神となせしものなる事は推知し得らるべし、醍醐天皇延喜の制小社に列せらる、攝津國島上郡三座の一に加へらる、後世舊稱を失し牛頭天王と稱して崇敬淺からざりしが、そは當時素戔鳴命をも祭りたりしよりの稱號なり、蓋煥之速日命は素戔鳴命の子たる關係より合祭せしなりと傳ふれど、か參取す今は素戔鳴命は祭神中になし、舊稱に復せし折自から省かれしにや、今俗に服部天神と稱して近郷の崇敬最も厚し、社殿は本殿、拜殿を備へ、境内千二百八十坪(官有地第一種)森樹叢鬱として社殿を圍み、賽者蹕を接して詣り、其繁盛僻地には稀に見る所なり。

例祭日 五月八日

神饌幣帛料供進 明治四十年一月二十八日

指定年月日 告示第十六號

五三